

茂原市立新茂原幼稚園重要事項説明書

1. 運営主体

運営者名称	茂原市
代表者氏名	茂原市長 市原 淳
所在地	茂原市道表1番地
電話番号	0475-23-2111

2. 利用施設

施設種類	幼稚園			
施設名称	茂原市立新茂原幼稚園			
所在地	茂原市上林56番地2			
電話番号	0475-24-8710			
施設長名	井上 真弓（令和6年4月就任）			
開園年月日	昭和53年9月			
利用定員	1号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	人	35人	35人	70人
運営方針等	「運営規程」のとおり			

3. 施設概要

敷地	面積 2562 m ²	
建物	鉄筋コンクリート平屋建て 1棟 延床面積 406 m ²	
施設の内容	保育室	2室
	遊戯室	1室
	トイレ	2箇所

4. 職員体制（令和8年4月現在）

職名	人数
園長	1人
主任教諭	1人
教諭	4人
養護教諭（兼任）	1人
特別支援教育支援員	0人

5. 教育を提供する日・時間・休園日等

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	9時から14時まで
休園日	土曜日・日曜日・祝日
	学年始め休業日 4月1日から起算して、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く4日間
	夏季休業日 7月21日から8月31日まで
	冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
	学年末休業日 3月25日から3月31日まで
	千葉県民の日 6月15日

6. 利用者負担額（保育料）等について

(1) 基本的な保育料

公費負担になります。

(2) 実費負担額

学用品費、教材費、給食費、特別活動費等がかかります。くわしくは、「入園のしおり」をご確認ください。

7. 利用の開始及び終了に関する留意事項

(1) 利用の開始に関する留意事項

イ 幼稚園に入園できるものは、茂原市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児です。

ロ 幼稚園に入園するためには、茂原市に対し、茂原市教育委員会を通して「教育・保育給付認定」の申請が必要です。

(2) 利用の終了に関する留意事項

イ 園児が小学校に就学したとき

ロ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時等における対応方法

教育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、主治医または園医、園歯科医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

園医	清水三郎医院 清水 三郎 医師 茂原市東郷 1691 番地 電話 0475-25-0776
園歯科医	歯医者杜 篠原 崇 歯科医師 茂原市谷本 2122 番地 電話 0475-26-6480

9. 保険に関する事項

当園の管理下における園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、以下の災害共済給付制度に加入します。

契 約 先	独立行政法人日本スポーツ振興センター
共済掛金（年額）	保護者負担（210円） 茂原市負担（60円）

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	基本的に「消防計画」に沿った対応
避難訓練	年間計画どおり（火災・地震・不審者対応など）
管轄警察署	新茂原交番 電話 0475-24-2164
管轄消防署	広域消防本部 電話 0475-24-0119
緊急時避難場所	当園園庭又は萩原小学校
緊急時連絡方法	一斉メールによる

11. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について担任教諭等が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように教育を実施しています。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に沿って対応を行います。なお、幼稚園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。

12. 教育内容に関する相談・意見・要望

相談・苦情受付担当	会澤 志乃ぶ（主任教諭）
相談・苦情受付責任者	井上 真弓（園長）

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園では、茂原市個人情報保護条例に基づき、個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。